

1. 核不拡散条約 (NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)

(1) 条約の成立及び締約国

(イ) 核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : NPT) は、1968年7月1日に署名開放され、70年3月5日に発効 (我が国は1970年2月署名、1976年6月批准)。

(ロ) 締約国は190か国 (2010年6月現在)。非締約国はインド、パキスタン、イスラエル。

(2) 条約の目的と内容

(イ) 核不拡散 :

米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止。

(参考) 第9条3「この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」

(ロ) 核軍縮 :

各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定 (第6条)。

(ハ) 原子力の平和的利用 :

右は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに (第4条1)、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関 (IAEA) の保障措置を受諾する義務を規定 (第3条)。

(参考) NPT の主要規定・・・前文、条文全11条及び末文から構成。

* 核兵器国の核不拡散義務 (第1条)

* 非核兵器国の核不拡散義務 (第2条)

* 非核兵器国による IAEA の保障措置受諾義務 (第3条)

* 締約国の原子力平和利用の権利 (第4条)

* 非核兵器国による平和的核爆発の利益の享受 (第5条)

* 締約国による核軍縮交渉義務 (第6条)

* 条約の運用を検討する5年毎の運用検討会議の開催 (第8条3)

* 「核兵器国」の定義 (第9条3)

* 条約の効力発生の25年後、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するための会議の開催 (第10条2)

(注) 1995年5月、条約の無期限延長が決定された。

2.NPT の発展と現状

(1) 90年代における条約の普遍化と NPT 体制への挑戦

(イ) 締約国の増加

* 南ア (91年。保有していた核兵器を放棄して「非核兵器国」として加入。)

* 仏・中 (92年)

* ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン (~94年。核兵器を露に移転して「非核兵器国」として加入。)

* アルゼンチン (95年)、伯 (98年)

* キューバ (02年)

* 東ティモール (03年)

* モンテネグロ (06年) (セルビア・モンテネグロの分離に伴うもの。セルビア・モンテネグロとしての加入はセルビアが継承した。)

(ロ) NPT 体制への挑戦

(a) NPT 体制内の問題 (条約締約国が条約上の義務を不履行) : イラク (91年)、北朝鮮 (93年) の核兵器開発疑惑

(b) NPT 体制外の問題 : インド、パキスタンの核実験 (98年)

(出典 : 外務省 HP より)

2. 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)

1. 概要

(1) 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する。

(2) この条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定の実施を確保する等のため、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) を設立する。

(3) 条約の遵守について検証するために、国際監視制度、現地査察、信頼醸成措置等から成る検証制度を設ける。

2. 意義

(1) 核兵器の開発あるいは改良を行うためには、核実験の実施が必要であると考えられており、CTBT は、従来の部分的核実験禁止条約 (PTBT) が禁止の対象としていなかった地下核実験を含む、すべての核実験を禁止するという点において、核軍縮・不拡散上で極めて重要な意義を有する。

(2) わが国は CTBT を、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置と並び、核兵器不拡散条約 (NPT) を中核とする核不拡散・核軍縮体制の不可欠の柱として捉え、その早期発効を核軍縮・核不拡散分野の最優先課題の一つとして重視している。

3. 現状 (2013年12月現在)

CTBT が発効するためには、特定の 44 か国 (発効要件国 (注)) すべての批准が必要とされている (第 14 条)。しかし、現在のところ、米、印、パキスタン等、一部の発効要件国の批准の見通しはたっており、条約は未発効。

(1) 署名国 183 か国、批准 161 か国

(2) 発効要件国 44 か国のうち、署名国 41 か国、批准国 36 か国

発効要件国のうち、

署名済・未批准国 (5 か国) : 米国、中国、エジプト、イラン、イスラエル

未署名・未批准国 (3 か国) : 北朝鮮、インド、パキスタン

(注) 条約の附属書二に掲げられている。ジュネーヴ軍縮会議の構成国であって、IAEA「世界の動力用原子炉」の表に掲げられている国。

4. 経緯

(1) 部分的核実験条約 (PTBT) 締結以後、地下核実験を含むすべての核実験を禁止することが国際社会の大きな軍縮課題の一つとされてきた (注)。そのための包括的核実験禁止条約 (CTBT) の作成に向けて、1994 年 1 月からジュネーヴ軍縮会議の核実験禁止特

別委員会において、交渉が本格的に開始された。軍縮会議における交渉は、2年半にわたって行われたが、インド等の反対によって同条約案をコンセンサス方式で採択することはできなかった。

(2) しかし、CTBT 成立に対する国際社会の圧倒的な支持と期待を背景として、オーストラリアが中心となり、ジュネーブ軍縮会議で作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した(反対:インド、ブータン、リビア。棄権:キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

(3) 我が国は、1996年9月24日(日本時間同)、この条約に署名し、1997年7月8日(日本時間9日)、国連事務総長に対し、この条約の批准書を寄託した。

(注)「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」(いわゆる「部分的核実験禁止条約(PTBT)」。1963年モスクワで作成)は、既に、地下を除く核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止している。

5. 検証制度

CTBT は、条約の遵守について検証するため、(1) 国際監視制度(IMS)、(2) 協議及び説明、(3) 現地査察、(4) 信頼醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

(1)「国際監視制度(IMS)」とは、世界321か所に設置された4種類の監視観測所(地震学的監視観測所(注1)、放射性核種監視観測所(注2)、水中音波監視観測所(注3)及び微気圧振動監視観測所(注4))により、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度である。2008年末の段階で、264か所(82%)が完成しており、監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンターに送付され、処理される。

(注1) 地震波を観測することにより、核爆発を監視する

(注2) 大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する

(注3) 水中(海中)を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する

(注4) 気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する

(2)「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国との間で、CTBTOとの間で、またはCTBTOを通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

(3)「現地査察」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし、また違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

(4)「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発(化学爆発)を核実験または他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBT機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの措置をいう。

(出典:外務省HPより)

3、カットオフ条約(FMCT:兵器用核分裂性物質生産禁止条約)

1.条約の趣旨

(1)条約の主目的

核兵器国及びNPT非締約国(特に印、パキスタン、イスラエル)の核能力を凍結すること。

(2) 想定されている条約上の義務

(イ) 核爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止。

(ロ) その目的のための高濃縮ウラン及びプルトニウム生産に対する他国による援助の禁止。

2.FMCT 交渉を巡る経緯及び現状

(1) FMCT は、1993 年 9 月にクリントン米大統領（当時）が国連総会演説で提案したものであり、同年 12 月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議（A/RES/48/75）がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意された。

(2) 1995 年の CD 第 1 会期末において、交渉マンデート案が採択されたことにより、FMCT 特別委員会（アドホック委員会）の設置が決定された。その後、一部非同盟諸国が条約交渉開始と CD の作業計画とを結びつけた主張を行ったため、FMCT 交渉は開始されないままとなった。

(3) 1998 年 5 月の印及びパキスタンによる核実験の強行といった新たな政治状況の下、同年 8 月、CD において FMCT 特別委員会（アドホック委員会）が設置された。しかし、1999 年会期では、再び CD の作業計画を巡る議論が紛糾したため、再設置は実現しなかった。

(4) 2000 年 NPT 運用検討会議で、CD に対し、FMCT の即時交渉開始及び 5 年以内の妥結を含む作業計画への合意が奨励されたことを受けて、2000 年会期内に新たな進展があることが期待されたが、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」についての交渉を、FMCT 交渉と同時に開始することを主張する中国と、PAROS に関して交渉を行うことは受け入れられないとする米国の対立により、結局条約交渉開始には至らなかった。

(5) 2006 年には、CD6 議長国の主導により CD 主要事項について、5 月には FMCT についての集中討議が開催された。この集中討議では、約 15 か国から 20 名以上の専門家が出席し、米国提出の条約案及びマンデート案を含む数多くの作業文書が提出された。また、FMCT 全般に加えて、定義、スコープ、ストックの各論についても活発な議論が行われた。さらに、FMCT に関する非公式協議が 2007 年（調整役：伊軍代大使（当時））及び 2008 年（調整役：樽井軍縮代大使）に行われた。2009 年も引き続き非公式協議が行われた（調整役：伊軍代大使）。

(6) 2007 年及び 2008 年には、CD6 議長国から FMCT について交渉を行うこと等を決定する決定案が提案されたが、両年とも会期内にコンセンサス採択をすることができなかった。

(7) 2009 年 5 月 19 日、FMCT 交渉を行う決定を含む作業計画案（CD/1863）が議長国アルジェリアから提案され、5 月 29 日にコンセンサス採択された。続いて、作業計画の実施に必要な決定案（作業日程や作業部会議長等）の協議が行われたが、パキスタンの修正要求により合意に至らず、2009 年中の条約交渉開始を含む作業計画実施は見送られることとなった。

3.日本の立場

(1) 交渉開始に向けての姿勢

FMCT は、核兵器国や NPT 非締約国の核兵器製造能力を凍結することを目的とする極めて重要なものである。我が国としては、CD における補助機関の設置、FMCT 交渉の早期

開始・妥結を主張している。また、条約発効までの間、核兵器国が早期に兵器用核分裂性物質の生産禁止を一方的に宣言することを、あらゆる機会を通じて核兵器国に働きかけている。

(2) 非公式協議等の開催

(イ) 二国間協議

交渉開始に向けてのモメンタムを維持するため、関係主要国（米・英・加・豪）と順次二国間協議を行ってきた。

(ロ) ワークショップの開催

条約交渉開始へのモメンタムの維持や交渉開始後の議論の参考にすることを念頭におき、CD の枠外で、CD メンバー及びオブザーバーを対象としたワークショップを 2001 年及び 2003 年に開催した。

(3) 作業文書の提出

日本は、2003 年 8 月及び 2006 年 5 月に作業文書を提出している。2003 年の作業文書は、CD に FMCT の対象範囲、検証を含む技術的検討、及び組織的・法的事項に関する内容。2006 年の作業文書は、FMCT のスコープ、あり得べき検証の考え方、規制対象となる核分裂性物質の定義について論点整理を行ったもの。

（出典：外務省 HP より）